

# 現役職員が語る“市職員として働く魅力” 西宮市役所業務説明会

市は、来年1月27日に来年度以降受験を検討している人を対象とした業務説明会を開催します=下表参照。これは、市政や業務内容などを知ってもらい、市の魅力や市職員として働くことのやりがいを感じてもらうことを目的としています。入場無料。詳しくは12月15日から市のホームページ(ページ番号:23578131)をご覧ください。



【申込】12月15日から市のホームページの専用フォームへ。 ▲こちらからも申込可  
先着順。1・2部の重複申込不可

日程	時間	会場	対象職種
来年 1月27日(日)	1部:午前9時45分~	プレラホール	事務、技術(土木・建築)
	2部:午後1時~	プレラホール	事務、技術(土木・建築・電気・機械)
	3部:午後3時半~	大学交流センター	技術(土木・建築・電気・機械)

※1・2部は職員による座談会形式のパネルディスカッションや質疑応答など。3部は技術職限定の個別質問会を実施

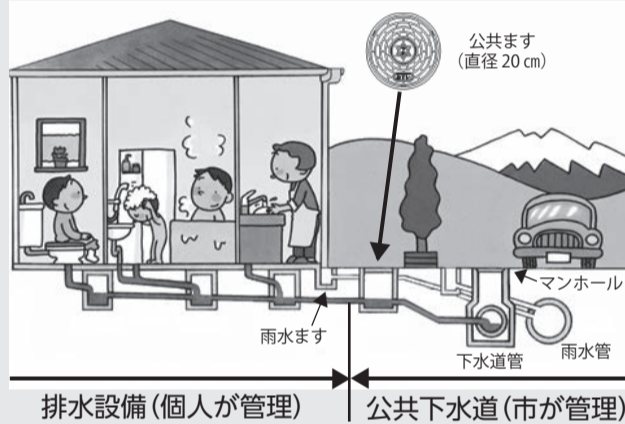
問 人事課 (0798・35・3549)

## 下水道の適切な維持管理を

近年、下水道の詰まりに関する問合せが多くなっています。詰まりの原因は、木の根の侵入や油脂類の付着などさまざまです。日頃から適切な維持管理を心掛けましょう。

【下水道の管理区分】下水道は市が維持管理する「公共下水道」と、皆さんの財産である「排水設備」に区分されます=下図参照。そのため排水設備が詰まった時の清掃など維持管理は、皆さんに行ってもらおうことになります。

業者に清掃などを依頼する場合は、市の指定業者へ問い合わせください。業者一覧は市のホームページ(ページ番号:13467181)をご覧ください。



### 下水道の詰まりを防ぐポイント

- 台所では、調理などに使用した油は流さず古紙などに吸収させるか固形化させ、生ごみはよく水を切り、燃やすごみとして処分する
- トイレでは、ティッシュペーパーや紙おむつなどの水に溶けないものは流さない。また、ペット用の猫砂は水に溶けないものもあるため、正しく処分する
- 宅内樹(ます)は、伸びた木の根が侵入したり、ごみがたまっていないか、年に1回は点検・清掃をする
- 飲食店などでは、グリース阻集器の油脂類を取り除く機能が低下しないよう、こまめに点検・清掃をする

問 下水管理課 (0798・32・2262)



## 水道管の凍結にご注意を

冷え込みが厳しい朝は、水道管が凍結して水が出ないことがあります。屋外でむき出しの水道管や、日当たりが悪いところにある蛇口や水道メーターは凍結にご注意ください。

### 《布などで防寒を》

むき出しの水道管は保温材(毛布・布で代用可)を巻きつけ、その上からビニールテープなどを巻いて保温材がぬれないようにする。また、メーターボックス内を発泡スチロールで覆うことも有効です。

### 《凍って水が出ない場合》

自然に解けるのを待つ。または凍結した箇所の蛇口を開け、タオルをかぶせた上からゆっくりとぬるま湯をかけて解かす。急に熱湯をかけると破裂する恐れがあります。

### 《水道管が破裂したとき》

止水栓を閉めて水を止め、上下水道局か最寄りの上下水道局指定の給水装置工事業者に修繕の申込を。

### 上下水道局電話受付センター

問 (0798・32・2201、0797・61・1703、078・904・2481)

## 高額医療・高額介護合算制度 利用者の負担を軽減します

高額医療・高額介護合算制度は、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。医療費・介護サービス費の1年間の自己負担額を世帯単位で合計し、限度額=下表参照=を超えた分を支給します。

ただし、医療保険の高額療養費、介護保険の高額介護(予防)サービス費および高額介護予防サービス費相当事業費として支給された分は、合算の対象になりません。

支給を受けるためには、計算期間(平成29年8月1日~30年7月31日)の最終日に加入していた医療保険、または介護保険に対して申請する必要があります。計算期間を通じて西宮市の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険に加入していた対象者には、申請書を送付します。それ以外の人は、計算期間中に加入していた医療保険・介護保険へ問い合わせてください。

### 申請書

▶ 国民健康保険の人⇒来年1月以降

### 発送時期

▶ 後期高齢者医療制度の人⇒3月以降

※申請期間は、計算期間の最終日の翌日から2年間です

※各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションでは受付していませんのでご注意ください

### 高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額(年額)

◆被用者保険(勤め先の健康保険)または国民健康保険に加入する70歳~74歳の人	所得区分	限度額
	現役並み所得(窓口負担3割の人)	67万円
◆後期高齢者医療制度に加入している人	一般	56万円
	低所得Ⅱ	31万円
	低所得Ⅰ	19万円
◆被用者保険(勤め先の健康保険)または国民健康保険に加入する70歳未満の人	所得区分(収入の目安)	
	年収約1160万円~	212万円
	年収約770万円~1160万円	141万円
	年収約370万円~770万円	67万円
	~年収約370万円	60万円
	住民税非課税世帯	34万円

※世帯内で異なる医療保険に加入している場合は、合算の対象外

### 《高額介護合算療養費の支給申請について》

▶ 国民健康保険の人  
…国民健康保険課 (0798・35・3120)

問 ▶ 後期高齢者医療制度の人  
…高齢者医療保険課 (0798・35・3154)

《高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給申請、介護保険の自己負担額証明書について》  
介護保険課 (0798・35・3048)

## 12月10日 市立小学校入学予定者の 就学奨励金 受付開始

教育委員会は、2019年度の市立小学校入学予定者の就学奨励金の申請受付を12月10日から開始します。

【対象】経済的な理由により就学が困難な児童の保護者

【申込】申請書を12月10日~来年1月31日に学事課(市役所東館7階)へ。申請書は12月10日から同課で配布するほか、市のホームページ(ページ番号:76138870)からダウンロードできます

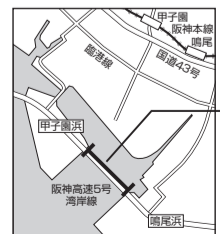
【交付】交付決定された人には、3月中旬に新入学用品費(4万6000円)を支給します

【備考】詳しくは市のホームページをご覧ください ※2月1日~3月29日も随時受け付けますが、交付決定が遅れることがあります

問 学事課 (0798・35・3851)

### 鳴尾橋 東向き一方通行の暫定供用開始

台風21号の影響で全面通行止めとなっていた甲子園浜と鳴尾浜を結ぶ阪神高速5号湾岸線の側道(鳴尾橋)が、12月10日(月)午前6時より東向き一方通行および歩道の暫定供用を開始します。西向き車線は引き続き通行止めのため、国道43号への迂(う)回に、ご理解ご協力をお願いします。



問 県西宮土木事務所道路第2課 (0798・39・6136)